

農林水産省独立行政法人評価委員会

農業技術分科会

平成27年3月23日（月）

農林水産省 農林水産技術会議事務局

午後4時29分 開会

○枝川技術政策課課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成26年度第4回農業技術分科会を開催いたします。

開催に当たりまして、事務局より長谷部審議官からご挨拶を申し上げます。

○長谷部審議官 皆様、こんにちは。大臣官房審議官の長谷部でございます。

日ごろ、委員の皆様におかれましては、農林水産行政に多大なるご理解とご支援をいただいておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、本日は、齋藤座長を初め、委員・専門委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、平成26年度第4回農業技術分科会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、平成25年12月に独立行政法人改革等に関する基本的な方針が閣議決定され、昨年の通常国会におきまして、独立行政法人通則法が改正をされたところでございます。その結果、独立行政法人の目標を策定する主務大臣が独立行政法人評価委員会にかわり法人の評価を実施することとなりまして、平成13年より10年間にわたって続いてまいりました、独立行政法人評価委員会は、本年3月31日をもってその役割を終え、本日が最後の農業技術分科会ということになります。これまで、委員・専門委員の皆様方におかれましては、法人の業務実績評価や農林水産大臣への答申等に際しまして、多くの資料を読み込み、時には厳しく、的確な評価、議論を尽くしていただきました。そのおかげをもちまして、所管の独立行政法人は、効率的、効果的な運営を通じて多くの成果を挙げてまいることができました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本日は、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センターの4法人の業務方法書の変更についてご審議いただき、農林水産大臣への答申を取りまとめていただきます。

本件は、先ほど申し上げた、独立行政法人通則法の改正によるものであり、法人内部のガバナンスを強化することを目的としております。

委員・専門委員の皆様方には、忌憚のないご意見を頂戴いたしたく存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

○枝川技術政策課課長補佐 それでは、以降の議事進行につきまして、農業技術分科会長であります齋藤委員にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○齋藤座長 本日は委員及び専門委員の皆様方、ご多忙のところをご出席いただきましてあり

がとうございます。

まず、事務局から本日の委員出席状況の報告と、配付資料についてのご説明をお願いいたします。

○枝川技術政策課課長補佐 本日の分科会委員の出席状況でございますけれども、鈴木専門委員、伊達専門委員、米森専門委員がご欠席と伺っております。したがって、委員5名中5名、専門委員9名中5名にご出席をいただいておりますことから、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条の規定により、当分科会が成立していることをご報告申し上げます。

また、本日の議題に各独立行政法人の業務方法書の変更があり、農研機構から高橋企画調整室長、生物研から栗原統括研究主幹、農環研から山本企画戦略室長、JIRCASから小宮山企画調整部長にご出席をいただいております。

事務局の出席者につきましては、お手元の座席表を確認いただきますことで、ご紹介にかえさせていただきますと存じます。

続きまして、資料の確認をお願いいたします。

資料一覧を見ていただきまして、議事次第、出席者名簿、座席表に続きまして、資料1としまして、「業務方法書変更説明書（農研機構、生物研、農環研、JIRCAS）」。資料1につきましては、別添が2種類ついておりまして、それぞれA3サイズの4独法人業務方法書変更案整理表、A4サイズの各法人の変更案、新旧対照表でございます。続いて、資料2「農林水産省所管独立法人の評価実施要領（案）」。参考資料1としまして、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員の退職について」。参考資料2「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の不要財産の国庫納付について」でございます。また、委員の皆様は、机上配付ということで「研究開発評価参考資料集」（独立行政法人評価関係）、緑の冊子を配付しております。

以上ですが、資料等について、過不足等あれば事務局のほうにご連絡ください。

よろしく申し上げます。

○齋藤座長 本日の議題でございます。この議事次第のとおりでございますけれども、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を頂戴いたすとともに、議事の円滑な進行にも協力いただければと思っております。

それでは、議事のほうでございます。

まず議事1でございます。「各独立行政法人の業務方法書の変更について」に入ります。

まず、事務局から、当分科会で行う審議の位置づけの説明をお願いいたします。

○枝川技術政策課課長補佐 「研究開発評価参考資料集（独立行政法人評価関係）」、緑の冊子でございますけれども、14ページを開いていただきたいと思います。

その中に、独立行政法人通則法第28条のところなんですけれども、業務方法書について規定されております。具体的には、第1項により、「独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」と定められております。また、第3項により、「主務大臣は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。」とされております。

このたび、農研機構、生物研、農環研、JIRCASより、それぞれ業務方法書の変更に関する認可申請が提出されており、農林水産大臣がこれを認可するに当たって、その内容について、評価委員会のご意見を頂戴することと存じます。

なお、当案件の議決権につきましては、農林水産省独立行政評価委員会（いわゆる親委員会）から当分科会に委任しております。

○齋藤座長 本件につきましては、事務局から変更内容について説明いただきます。その後、質疑応答を行い、意見の取りまとめをしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○中島研究調整官 技術会議事務局で研究調整官をしております中島と申します。農業研究開発法人の統合についての業務をしております。

それでは、座って説明させていただきます。

資料1「業務方法書変更説明資料」というA4のホッチキスどめの資料をごらんください。

1枚めくっていただきまして、1ページ、研究開発法人4法人の業務方法書の変更についてという資料をごらんください。

業務方法書につきましては、法人の行う業務の方法についての基本的な事項をまとめているものでございます。これを、独立行政法人通則法が、平成26年6月、昨年6月に改正されておりました、平成27年4月1日に施行となります。これは、独立行政法人の統合につきましては、農研機構、生物研、農環研、それと種苗管理センターの4法人が統合いたしますが、この統合は28年4月1日――1年少し後でございますけれども、に統合になりますけれども、業務方法書の変更に関しましては、通則法の施行にあわせて、この4月1日から変更ということでございます。

この変更の主な内容でございますが、2点ございます。

1点目は、内部統制システムの整備に関する事項を記載するというところで、これがかなり多

くの部分を占める主な変更点になります。

それにつけ加えまして、2点目といたしまして、役員等の損害賠償責任の一部免除に関する規定ということで変更するということでございます。

変更内容についてご説明いたします。

まず、内部統制システムに関してですが、通則法の変更を受けまして、業務方法書に記載すべき事項に関しまして、総務省より、いろいろ指示が出てございます。

まず、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備についてという行政管理局長名の通知でございますが、これに関しましては、同じ資料の11ページから22ページにかけてつけてございます。それにつけ加えまして、業務方法書の記載例というのが、いわゆる記載例ですから、ひな形ですとか、ガイドラインというようなものでございますけれども、これがその後、23ページから29ページに資料としてつけてございますので、後ほど細かい点はごらんください。

これらの総務省からの通知や、ひな形、ガイドラインに沿いまして、業務方法書に以下の内容を追記するということで、かなりの分量が今回業務方法書に追記されるということになってございます。

1点目といたしまして、法人経営に関する基本的事項、これは、その法人の運営の理念、基本理念ですとか、運営方針の策定等をいろいろな形で出すと、法人によって書き方は違いますが、何々研究所の憲章ですとか、理念とかという形でまとめるということが第一番目。

2点目といたしまして、役員会の設置及び役員の方掌に関する事項です。

これは、事務分掌を明文化して、役員の実任を明確にするという意図でございます。これは、通則法の中に役員の実任の損害賠償責任というのが新たに記載されていますので、それに対応するものでございます。

次に、中期計画等の策定及び評価に関する事項です。

国立研究開発法人ですので、「中期計画」というのを「中長期計画」という名称になって、ここは変更してございます。

次に、内部統制の推進に関する事項で、内部統制委員会ですとか、責任者を指定すると、法人によりましては、コンプライアンス委員会とかという名前で規定がつけられると聞いております。

次、リスク評価と対応に関する事項でございます。

これは、法人によって言い方は少しずつ違いますが、リスク管理委員会の設置という

ところがメインになります。

次、情報システムの整備と利用に関する事項も追記されています。

これは、内部統制の強化には、この情報システムの整備というのが非常に重要だという考えに基づいています。それと同時に、情報セキュリティの確保及び個人情報の保護に関する事項、これに対する規定の整備もきちんとやっていく必要があるということです。

次に、監事及び監事監査に関する事項、これは、通則法に監事機能の強化ということが明記されてございますので、それに対応するということです。当然、内部監査に関する事項ですとか、内部通報、外部通報に関する事項、入札契約に関する事項ですとか、予算配分、それから情報の適切な管理、職員の人事評価に関する事項、研究開発業務に関する事項というのも同時に内部統制システムとして、重要だという点で追記していただいていることになってございます。

2点目といたしまして、役員の損害賠償責任です。これに関しましては、総務省から業務方法書の記載例、そこに書いていますけれども、これ、具体的には29ページに記載がございませうけれども、そこに書かれている記述に従いまして、役員等の損害賠償責任の一部免除の条項を記載するという整理になっています。

3番目に、その他といたしまして、先ほどご説明いたしました、改正通則法が施行されますと、この4月1日から研究開発法人は今まで独立行政法人という冠がついていましたけれども、国立研究開発法人という名称を使用することになりますし、現中期計画は中長期計画ということに言葉を置きかえて変更がされるということで、これに関する名称変更も事務的なこととして整理して変更になってございます。

それでは、資料1の別添というA3の横紙の資料をごらんください。

この資料には、技術会議関係の4法人の業務方法書の変更内容を一覧できるような整理がされてございます。

表の構成を説明いたしますと、一番左の欄には、総務省の、先ほどご説明しましたひな形の記載が書かれています。そこから、左から順に農研機構、生物研、農環研、JIRCASでは、それぞれどういう記述になっているかということと、一番右の欄には、ひな形と一部異なっているところがございませうけれども、それがどういう理由かと、法人の実態にあわせて業務方法書を整理してございませうけれども、4法人の並びを考慮して技術会議と調整した経緯等が整理されてございます。

これを見ていただきますと、書いている内容に関しましては、基本的に4法人共通している

内容でございますが、それぞれの法人の現行の規定の名称ですとか、地方の出先機関が有している、有していないとか、幾つか法人特有の実態にあわせて異なるところがございますが、そこに関しては、この資料で後ほどごらんいただければよろしいかと思います。

それでは、業務方法書の中身に関して、資料1の別添2という少し厚い資料がございます。こちらの農研機構の分に関してごらんいただくことで、生物研、農環研、JIRCASに関しては、基本的な構成に関しましては、先ほどごらんいただきましたA3横紙で整理しているように大きく変わりませんので、農研機構の新旧対照のところで見てくださいいんですけども、一番下のところに通し番号が書いてございます。ここの7ページ、第5章、内部統制システムの整備に関する事項というところからごらんください。

左側に、数字の7が出ているページでございます。ここから新旧対照表では、新設というふうに書かれているところで、この部分が、通則法の改正に伴いまして、新たに加わった部分だということをご理解ください。

まず、第56条では、内部統制に関する基本的事項といたしまして、先ほど説明したような内容が書かれています。継続的にこの見直しを図るという一文が加わっております。

それと、57条では、法人運営に関する基本的事項を策定しろという形で、基本理念や運営方針、それから倫理指針、行動規範というものを定めるという形で、具体的なものが同時並行で策定されつつあるということでございます。

58条では、役員会の設置及び役員の方掌に関する事項でございます。

これも、先ほど説明しましたように、役員の方掌をきちんと明文化するということが書かれてございます。

59条では、中長期計画の策定及び評価に関する事項として、以下の内容の規定を定めるということが書かれてございます。

めくっていただきまして、第60条は内部統制の推進に関する事項、61条は、リスクの評価と対応に関する事項ということで、ここに書かれているような運用なり、改正で内部統制を強化していく、リスク評価に対する対応をしていくというところでかなり細かい内容に関して、業務方法書で定められているということでございます。

62条からは、情報システムの整備と利用に関する事項でございます。

情報システムの整理、それから利用に関するかなり細かいこと、それからセキュリティーの確保及び個人情報の保護に関する事項が63条に書かれてございます。情報セキュリティーを確保するためには、こうこうこういう対策ですとか、こういう点検等の業務を行うということが

整理されてございます。

64条は、監事及び監事監査に関する事項でございまして、先ほどご説明しましたように、通則法の中で監事機能を強化するということが書かれていますので、その具体的な方策について64条で書かれています。

めくっていただきまして、10ページ、65条は、内部監査に関する事項、66条は、内部通報、外部通報に関する事項、67条が入札契約に関する事項が整理されてございます。

68条、69条、70条に関しましては、それぞれ予算、情報、それと人事に関する適切な執行等が整理されてございます。

71条は、研究開発業務に関する事項が書かれていまして、特に研究不正の防止に関する規定の整理というのが求められています。ここに書かれているような具体的な体制や配分基準をきちんとしていくということが業務方法書で明記していると。

72条は、役員損害賠償責任に関する事項でございまして。

ここも、通則法の損害賠償責任がございまして、通則法25条の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、主務大臣の承認によって損害賠償額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として一部免除することができるという整理がされてございます。

これ以降、先ほどご説明しましたように、ほかの法人に関しましても、4の特性に応じて異なる部分がございますけれども、基本的な改正の内容に関しては大きな変化はございませんので、説明は省略させていただきたいと思います。

私からは以上です。

○齋藤座長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの説明のありました業務方法書の変更についてでございます。

ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

大西委員。

○大西委員 今、一通りご説明を伺ったのですけれども、例えば、内部体制の中でも、システムの問題ですとか、今はもう当然そういう体制をとっておられると思うんですけれども、その仕組みと今回の規定改正というのはどんなふうになっているのか、結局、今まで積み上げてきたものが失われてもしょうがないと思うんで。基本的にはリスク管理体制というのは今までもとられていたので、それと今回の規定というのは、名前だけあわせるだけであれば意味がないのではないのかなというふうに思います。現実には、今はどんなふうにごういうことをやられているのか情報セキュリティーも含めお教えいただければと思います。

それから、ちょっと細かなことで言いますと、例えば、入札もそうですね。

それから、もう一つご質問ですけれども、要するに今回は研究開発法人なのですけれども、その場合の役員の損害賠償の責務、我々組合員代表訴訟とか、独法役員における訴訟の損害賠償の対象とか、というのはどんなふうにとらえているのか、ご質問でございます。

以上です。

○中島研究調整官 僕から答えてもいいのですが、情報システムの整備ですとか、情報セキュリティに関しては、当然、現状でも仕組みはございます。ですけれども、今回の法改正ですとか、それから法人統合に備えて、今いろいろ法人の中で議論している内容を少しご紹介をいたしますと、情報システムが、ガバナンスに非常に実は重要な役割を果たします。当然、統合するわけですから、いろいろなデータベースを統合して、有機的に関連させていくという方向での見直しをしております。というのは、法人が持っているデータベースをただくっつけるだけではなくて、人事のデータですとか、財務のデータ、それから研究業績のデータとか、研究者のパーソナルデータベースというのを有機的にうまく関連させて、経営戦略を練るところに利用したりですとか、研究不正が起こらないようなチェックシステム、研究論文を同時並行的にいろいろな管理者がチェックできるようなシステムですとか、そういうより内部統制がきくような進化を図る方法で議論をさせていただいております。

○大西委員 要するに今まで通常行われているリスク管理と違って、今回、同法もあるので、ここの中にしっかりそれを明記したというような理解でよろしいのでしょうか。

○中島研究調整官 法があるといえ、法律できちんと書けるところですので、当然、なかったわけではなくて、よりいいものを。

○大西委員 別な規則でやった。

○中島研究調整官 ええ、やっていたと。内部規定ではきちんとそこはございました。

もう1点の役員の損害賠償に対する具体的な事案がどういうものがあるかと。

○大西委員 どのようなものが想定されるか具体的にお教えてください。

○中島研究調整官 ということですが、いろいろなケースがあって、法律の中では、要するに。

○大西委員 総務省で書いている、内容でしょうか。

○中島研究調整官 抽象的な表現でしかないです。職務の怠慢による損害ですとか、それから過失責任とか。

○大西委員 いわゆる行政訴訟。

○中島研究調整官 ええ、というような抽象的な表現でしかないです。これからどういうものが具体例として出てくるかというのは、これからの動きをちょっと見てみないと、何か予断を持って話すのはまずいかなとは実は思っています。

いいですか。

○高橋企画調整室長 1点だけ補足をさせていただきます。

役員の損害賠償について、基本的には、会社法等で言われている損害賠償責任と概念的には似ていると思うのですが、独立行政法人の場合でちょっと違うのが、法人が役員を訴えることができるという点がありまして、その部分について、ちょっと法人側のほうでもきちんと、その部分は考えて必要な規定等を準備しておかなくてはならないというふうなことがあると思います。

○大西委員 ありがとうございます。

○齋藤座長 ちょっと私のほうからですけれども、これ、特に今回これまでのものをルール等を少しそれに加えて新しいものをつけ加えたという意味では、どの辺になるんでしょうか。例えば、研究の不正だとか、個人情報とか、これはこれまでもどういったわけじゃなくて、かなり議論した結果として出てきているわけですか。

○高橋企画調整室長 研究不正の部分につきましては、文部科学省、あるいは農林水産省のほうから、研究に関する不正防止のガイドラインというものが出ておりまして、それに対応する形で各研究所の中で不正防止、あるいは不正使用の防止といった取り組みをしていたところで、ただ、昨年、元のガイドラインが改正されまして、そのガイドラインに対応することも含めて、今回の業務方法書の改訂に伴う不正防止の取り組みというもので強化を図ったということになっておりますので、従来、行っていた不正防止の取り組みをさらに強化した内容にご理解いただければと思っています。

○中島研究調整官 当然、現法の法人でも、それぞれの内部規定の中で、リスク管理の基本方針ですとか、コンプライアンスの基本方針というのを、それぞれの法人で独自で持っております。それを通則法の中できちんと法的に重要だということが出されていますので、業務方法書に明記して、より実効性のあるもの、より強化していくというような流れであるというふうにご理解いただきたいと思います。

○齋藤座長 ほかにどうぞ。ございますか。

ないようでしたら、では、これ、一応今の大西さんのご意見ですが、一応基本的には異存なしでよろしいですか。

○大西委員 はい。

○齋藤座長 じゃ、内容は一応検討をそれなりにしたということで、文章表現等を私に一任していただくとして、異存はないということで確認いたします。

それでは、そのような扱いにするとして、文章表現等を多少整えた上で、評価委員会から農林水産大臣に提出するというようにいたします。

では、次に入ります。

続きまして、議事2でございます。

「農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（案）について」でございます。

本件については、報告事項ということで、事務局より説明をお願いいたします。

○枝川技術政策課課長補佐 それでは、資料2ということで、「農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（案）」をごらんください。

総務大臣が決定しました独立行政法人評価に関する指針に基づき、評価体制、実施手順等につきまして、農林水産省として、評価実施要領（案）というものを策定しております。

こちらについて説明させていただきます。

まず、Iの評価体制についてですが、所管部局が中心となって評価を実施し、評価案を作成するということがあります。

参考資料1の真ん中のほうに、当省所管の独立行政法人と所管法人、つまり評価を実施する部局を示した図表を提示させております。参考1という形になっているものでございます。

参考資料、その真ん中に赤枠で評価の実施ということで、評価体制（案）ということで、各農水省内の原局と、所管局と、その中に所管する独立行政法人ということで明記してございます。

農林水産技術会議におきましては、下にありますように、農研機構、生物研、農環研、J I R C A S、国交省との共管の土木研がございます。

それと、林野庁のほうで森林総研、水産庁で水産総合研究所、水産大学校、北方領土問題対策協会（内閣府主管）というものがあまして、27年4月以降は、農林水産技術会議が所管する4独法と、林野庁の森林総研、水産庁の水産総合研究センター等を含めて、右側にあります国立研究開発法人審議会というものが設置されて、ここが内容を見ていくということになりまして、その下に、部会構成ということで、3部会構成、技術課に関する所管独法については、農業部会、林野庁に所管するところは林野部会、水産庁に所管するところは水産部会ということで、各部会の設置をしまして、そこで審議をしていただくような形に変わってまいります。

これは、また、先日3月6日に、農研機構、生物研、農環研、種苗管理センターの統合に関する法律のほうも閣議決定され、今国会に提示されることになっております。本法案が可決されますと、平成28年度より、参考資料の次の2ページ目にあります統合後の体制が変わってまいります。

これは農研機構、生物研、農環研、種苗管理センターが統合して、農林水産技術会議のところがございますけれども、統合して法人名は、今後、農研機構の名称を引き継ぎ、農業・食品産業技術総合研究機構となる予定であって、28年度から農林水産技術会議では、この新法人とJIRCASと土木研、この3法人の評価を実施していくこととなります。

続きまして、資料2の実施要領の1ページに戻ってもらいまして、Iの評価体制の3段目ですけれども、そこに評価に当たって、外部有識者の知見を活用する旨の規定を設けております。国立研究開発法人の評価につきましては、国立研究開発法人審議会の意見を聴かねばならないと、独立行政法人通則法に明記されておりました、要領についても、その旨が記載されております。

一方、中期目標管理法人、行政執行法人についても、独立行政法人の評価の指針につきまして、外部有識者の知見を活用することが推奨されておりました、農水省としましては、農林水産省独立行政法人評価有識者会議というものを設置して意見を聴取することになります。

お手元の資料の、体制的には参考資料1のほうの2ページ目の裏側に統合後の役割分担ということで、左側に農林水産省独立行政法人評価有識者会議という形で、これ統合後のという形になっております。

右側には、国立研究開発法人審議会という形で、役割分担はこういう形になっています。

なお、原則として、国立研究開発法人に意見を聴くとなっているのは、国立研究開発法人のみなんですけれども、28年度に国立研究開発法人に統合する種苗管理センターと水産大学校については、例外的に、統合の1年前から国立研究開発法人に意見を聴くということで対応させていただきたいと思っております。

これは、統合1年後に踏まえて、一応総務省のほうに確認させていただいて、統合後の前の段階でも、統合を前提であれば国立研究開発法人の審議会に諮っても構わないということで確認させていただいております。

続きまして、評価の手順についてご説明いたします。

評価資料の2ページ目の(2)評価手順をごらんください。

まず①についてですが、独立行政法人通則法に基づき、自己評価書、これまで業務実績報告

書と呼んでいたものと同じものですが、6月中旬を目途に提出いただくことになっております。また、法人所管部局では評価を実施しますが、その際に、法人の長と監事等の役員からヒアリングを行うということにしております。

そして、③、④ですけれども、ヒアリングに基づき作成した評価書（案）について、有識者会議や国立研究開発法人審議会の意見を聴き、意見を反映した上で、独法の評価として取りまとめ、大臣官房の評価改善課に提出します。評価改善課では、評価について点検し、決裁の上、評価を決定するというような形になります。

この手続につきましては、また1ページの2パラ目に戻っていただきまして、その目的を記載しております。2段目のところですが、評価の客観性を担保するため、つまり、法人所管部局によるいわゆるお手盛りをなくすという措置で、評価の取りまとめ部局を設けて点検調整することとされています。これは、総務大臣の指針にも書かれておりまして、そういう役割分担ということで、それを踏まえて、今回のこの要領に入れるものでございます。

なお、これまでの評価の流れと、今後の評価の流れを比較したものを参考の2という形でつけておりますけれども、右側が旧制度、左側が新制度という形で対比をさせていただいております。

新制度では、途中法人から自己評価書を提出いただきまして、法人初刊部局で評価案を作成、その後、法人の長からヒアリング等を行いまして、国立研究開発法人審議会のほうに評価案を提示して意見を聴取していく、管理している大臣官房評価改善課のほうに提出して、最終的に評価を決定するというようなスキームに27年度からは変わってまいります。

最後にですけれども、少し飛ばしまして、3ページのV番のところですが、改正法施行日前に策定された中期目標及び中期計画に基づく業務実施期間の評価についてでございます。

独立行政法人通則法の改正が施行されますと、国立研究開発法人は、先ほどお話がありましたけれども、中期目標、中期計画にかかわって中長期目標、中長期計画ということを決めることとなりますが、経過措置とここがございますように、改正通則法の8条の規定により現在の中期目標、中期計画を中長期目標、中長期計画にみなすということが出来るものとされております。

農林水産技術会議が所管する国立研究開発法人につきましては、23年度から27年度までを第3期の中期計画目標期間としておりますけれども、附則の規定により、現在の中期目標、中期計画を新制度における中長期目標、中長期計画にみなすということとしております。

一方で、評価の指針につきましては、独立行政法人の評価の指針に基づき実施することとさ

れておりまして、この新制度は、基本的には完全に移行を想定しておりまして、これまで評価において記載項目等が生じる、不都合が生じるということが想定されております。要領のVでは、不都合が生じる場合、各法人の実情に応じて評価を行うことができるというものを示しております。

例えば、新制度では、国立研究開発法人につきまして、今後、評価軸というものを定めていくこととなります。これは評価のねらい、ポイントということになりますけれども、新たに研究の評価を実施するために基準として、社会的経済的観点とか科学的技術的観点に関する評価のための評価のねらい、評価軸というものを作成して評価を実施することになっております。

現在、中期目標には評価軸に沿った評価を前提としていないことから、新たな評価軸を27年度に設定して、新たな中長期目標、中長期計画に評価軸をあわせて作成して対応していくようなこととなります。具体的には、28年度から作成している、提供していくような形になります。

評価実施についての説明は以上でございます。

○松尾技術政策課長 若干補足をしたいと思います。

ちょっとわかりにくいかと思っておりますので、もう一回まとめてご説明したいと思います。

この4月からになりますけれども、先ほど来ご紹介ありました独法通則法の改正に伴いまして、これまで独立行政法人と言われていたものが3つの類型に分かれるということです。

この前もお話ししたと思うのですが、その詳細については1ページ目の下段のほうに(1)の①、②、③、具体的には、中期目標管理法人、国立研究開発法人、行政執行法人という3つのカテゴリーに分かれるということでもあります。

これまで皆さんに評価いただきました研究機関につきましては国立研究開発法人になるということです。

これらの独立行政法人につきましては、この3つに類型になる前は、この独立行政法人評価委員会のペケペケ分科会といったところで評価をさせていただいていたというところでもあります。今回大きく変わりますのは、国立研究開発法人につきましては、国立研究開発法人審議会というのが新たにこの予算の成立を待って設置をされまして、国立研究開発法人については、評価、意見をいただくことになるということでもあります。

それ以外の従来の独立行政法人、具体的には、先ほどの1ページ目の①、③の法人につきましては、本来であれば評価をする必要もないんですけれども、先ほど枝川のほうからもお話ございましたけれども、農林水産省独立行政法人評価有識者会議というのをつくって評価をいただくという仕組みになっていることでもあります。

ちょっと例外があるのは、種苗管理センターと、先ほどお話ございましたけれども水産大学校につきましては、本当であれば、まだ統合していませんから、有識者会議のほうで評価をするというのが通常なんですけれども、いずれ1年後には統合が待っているといったようなことで、今度は国立研究開発法人審議会にできます農業部会、水産部会でそれぞれ評価を受けるという形になっているということです。

以上が、体制です。

手順につきまして、2ページ目に少し細かく書いてございますけれども、評価手順、これまでは皆様方から意見をいただいたり、独法の理事長にヒアリングをしたりといったような手順がございましたけれども、新しい国立研究開発法人審議会では、まず我々が、法人の所管担当部局が法人の長を初め役員からヒアリングを行う、それを踏まえて国立研究開発法人審議会において意見を聴くという手順を進めていくということが大きな違いでございます。

それ以外につきましては、先ほど細かくご説明しましたので、あれだと思いますけれども、以上が4月から大きく変わる点でございます。

すみません、ちょっととまどうようになりましたけれども、以上でございます。

○齋藤座長 補足説明をいただきました。どうもありがとうございました。

では、ただいまの説明のありました平成27年度以降の独立行政法人評価の体制につきまして、質疑に入ろうと思います。

ご質問がありましたらお願いいたします。

はいどうぞ、伊藤専門委員。

○伊藤専門委員 質問というよりは、もう少し理解を深めたいので教えていただきたい。資料2の2ページの評価手順、④の区域の部分になります。

ここに書いてあるように、定量的なインプットとアウトプットで評価指標をつくっていきましようというのはわかるのですが、その際できるだけ事業等のまとまりの財務情報等を活用するとなっております。これをどういった事業単位でやるのかによって、生産性の指標の持つ意味も変わってくるでしょうし、特に最後の財務情報等を活用するというのは何を意味するのか、もう少し説明していただければと思います。

○松尾技術政策課長 これは、国立研究開発法人に限らず、全独立行政法人共通のものでございます。行政執行法人とか、中期目標管理法人につきましては、事務事業を行うことが主な任務になってございますので、そういったことにつきましては、その事業ごとの財務状況をしっかり見ながら、その評価をするということでございます。

国立研究開発法人につきましては、それよりもむしろ研究開発の中身のほうに重点を置いて評価をいただくというように聞いてございます。

先ほどちょっと申しおくれましたけれども、この実施要領はまだ（案）になっておりまして、これからまだ文章の内容とかは詰められていくものというのは承知しておりまして、また、改めてご紹介できればと思いますので、現時点のということでございます。

○伊藤専門委員 そうしますと、行政執行法人とか中期目標管理法人には非常にマッチするけれども、国立研究開発法人にこういう評価の仕方を持ってくると、やはりそれぞれの研究領域の性格上、評価をミスリードするような指標にもなりかねないと認識しております。従って、その取り扱いを十分注意していただければと思っております。

○松尾技術政策課長 おっしゃるとおりだと思います。留意をして、横並びをよく見ながら、つくっていく必要があるかと。

以上でございます。

○齋藤座長 ほかにどうでしょうか。

私のほうからですが、実は新しい評価軸、これはかなり社会経済的な背景を踏まえて、場合によったら計画もそれぞれ組み直しの部分というのを感じてお伺いしておるわけですが、これは、来年までに、評価軸というものをもう一回かなり作り直すということになるんですか。

○枝川技術政策課課長補佐 基本的には、ある程度総務省の指針の中で評価軸の設定についての考え方というのが示されていまして、それは基本的に言えば、各研究であれば研究の評価をしやすいような形というのは、今までの独法であれば、成果が目標に対して達成できたかどうかという進捗状況みたいなものなのですけれども、新たな目標設定ではできるだけアウトカム目標を設定しながら、なおかつ、その研究にあった、例えば国際的な進展みたいなものを行っているようになれば、それにあわせたような、要は研究の特性を踏まえた評価の仕方と言いますか、ねらい、ポイントをつくっていくような形になります。今までの評価指標というのが細かくされていますけれども、区分的に言ったら、多分類形にはなるかと思うんです。

○齋藤座長 例えば、中長期という評価が先ほどありましたですね。そうなってくると、いろいろな意味で社会経済的な条件は変わってきますね。その計画の変更も必要かもしれないし、その成果についても短期的な評価ができないという部分が出てきますよね。そういうことを来年度までには少し議論をして深めるということなんですか。

○松尾技術政策課長 中長期目標と申しましたけれども、今のところ、5年で今までどおり変

えるというふうには考えてございませんので、最長7年までできるようになっているはずですが、今の我が法の独立行政法につきましては5年ですので、そんなに評価の仕組みががらりと変わるということではないので、しっかりした軸をつくって評価をしていただくということになっております。

○齋藤座長 軸そのものは変わらないですね。

○松尾技術政策課長 そんなに。

○齋藤座長 基本的には。

○松尾技術政策課長 はい。

○齋藤座長 安心しました。

ほかにどうでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、その次の議題に移ります。

「その他」でございます。

それでは、事務局から報告すべき事項がありましたらお願いいたします。

○枝川技術政策課課長補佐 2点ほど報告がございます。

まず1点目は、1月19日に開催しました第2回農業技術分科会におきましてご審議いただきました、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の退職役員の業務勘案率についてでございます。参考資料1の2ページをごらんいただきたいと思います。

27年2月25日付で、政策評価・独立行政法人評価委員会から農林水産省独立行政法人評価委員会宛に、農研機構の退職役員の業績勘案率（案）について意見ない旨の公文書が参りました。

これを受けまして、農業技術分科会としまして業績勘案率を案のとおり決定し、資料の1ページにつけておりますけれども公文のとおり農研機構に通知しております。

また、2点目として、先般書面にてご審議をいただきました、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の不要財産の国庫納付についてでございますけれども、ご報告申し上げます。

参考資料の2の2ページでございますように、3月11日付で、農林水産大臣より諮問のありました本件につきましては、書面について皆様のご意見を伺いしたところ、「異存なし」ということで取りまとめられました。これを受けまして、分科会長の決裁を用いまして、1ページでございますとおり、3月17日付で農林水産大臣に答申しております。

以上でございます。

○齋藤座長 どうもありがとうございました。

委員・専門委員の皆様におかれましては、書面審査にご協力いただいたところでございます。これもよろしいですね。

それでは、本日予定しておりました審議を全て終わりました。

本日の会議につきましては、議事録、資料を公開させていただきます。議事録につきましては、事務局で作成次第、委員の皆様にごチェックをいただきます。その後農水省のホームページで公表するということになります。

本日の議事は終了させていただきます。

議事進行は事務局にお返しします。

○枝川技術政策課課長補佐 齋藤座長様、ご審議をありがとうございました。また委員の皆様方におかれましては円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

議事は以上でございますが、最後に技術政策課長松尾からご挨拶させていただきたいと思っております。

○松尾技術政策課長 それでは、技術政策課長の松尾でございます。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思っております。

本日は、独立行政法人評価委員会、最後の平成26年度第4回農業技術分科会にご出席いただきましてありがとうございます。

冒頭、長谷部審議官のご挨拶にもございましたけれども、何度も言って恐縮でございますが、本日がこの評価委員会の仕組みとして最後の分科会でございます。本日お集まりの皆様方の中というのは、長い方で6年お務めいただいた方もいらっしゃいます。私もこの課長として3年やっていますので半分しかおりませんけれども、長い方で6年、委員または専門委員として、ご尽力をいただいたということでございます。この場をお借りしまして、改めて御礼申し上げたいと思っております。どうもありがとうございました。

これまで、皆様方には、農林水産研究全般にわたる横断的な見地から、あるいは個別の研究分野の専門的な見地から、独立行政法人の業務につきまして、さまざまな意見を頂戴してまいりました。特に、研究開発の方向性や農林水産研究における経営的な視点の重要性だとか、研究者みずからが現場におもむくことの必要性、重要性、研究開発法人に期待される研究人材の育成等々につきまして、評価の際にさまざまなご意見を頂戴し、我々もここに独法の幹部も来ておりますけれども、認識を新たにしたところだというふうに考えてございます。

今般、我が国の農林水産研究は節目を迎えようとしておりまして、これまでもご紹介しておりますけれども、まずは独立行政法人制度の改革でございます。まずは、頭に独立行政法人とい

う名前がついていたものが、国立研究開発法人という名前にまず名詞というか、表札も変わるというようなことをございまして、研究開発制度の最大化といったものを第一の目的としまして業務を遂行していただくということになります。

この3月6日に閣議決定されましたが、先ほど来ご紹介してございますが、農研機構、生物研、農環研、それと種苗管理センターの4法人につきましては、国会で統合にかかる法案が成立すれば、来年の4月には統合される運びとなっております。統合法人では、基礎から応用まで一貫した研究を展開することで、研究開発成果の最大化を目指すといったミッションがございます。

2つ目の節目というのは、私の担当しております農林水産研究基本計画も、間もなく新しくスタートいたします。明日、農林水産技術会議がございますけれども、その中で了承をいただければ、今年の4月からになりますけれども、新たな農林水産研究基本計画がスタートするといったようなことをございまして、イノベーションの加速化を通じまして、我が国農林水産業が抱える諸課題の解決に向かって全力を尽くして邁進をしていくといったものになってございます。

このような中、本日お集まりの皆様方には、農業研究の中の中核的な役割を担う国立研究開発法人の研究開発成果の最大化だとか、農林水産研究基本計画の達成に今後ともご理解とご協力をいただきたいと存じます。

最後になりましたけれども、皆様方のますますのご活躍を祈念するとともに、これまでのご協力に感謝申し上げます。簡単ではございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○枝川技術政策課課長補佐 資料の郵送をご希望の委員におかれましては、必要な資料の上に名札を置いていただければと思います。不要な資料につきましては、当方にて処分いたしますので、名札を置かず、そのまま机の上に置いていただければ結構でございます。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、平成26年度第4回独立行政法人評価委員会農業技術分科会を閉会いたします。

本日はお忙しいところありがとうございました。

午後5時33分 閉会